

コーポレート・ガバナンス基本方針

2022年7月1日

シグマ光機株式会社

第1章 総則

第1条 目的

シグマ光機株式会社（以下、「当社」という。）は、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を実現することを目的として、コーポレート・ガバナンス基本方針を定めます。

第2条 当社グループの経営理念

当社グループは、次のとおりのグループの経営理念を掲げて、グループ内外への周知及び浸透を図り、その実現に誠心誠意取り組んでまいります。

(1) 経営理念

「光産業を通じて、社会に貢献します」

- ① 絶え間ない技術革新により、お客様へ価値ある製品を提供します。
- ② 公正な事業活動を通じて、当社に関わる全ての人々の幸福を実現します。
- ③ 常に持続可能な社会への貢献を意識した経営を行います。

(2) ブランド・ステートメント

「Light Solutions for Life」

(3) 社是

「感謝」「挑戦」「創出」

第3条 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの経営理念に基づき、「皆様の社会や暮らし、そしていのちを支える価値ある光ソリューションの提供」というものづくり企業としての責任のもと、公正・健全かつ透明な事業活動を通じて、社会課題の解決と持続可能な社会の発展に貢献することを目指しています。

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針のもと、以下の取り組みを推進し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現を目指します。

- (1) 業務執行の監督機能の一層の強化による経営の健全性と実効性を高める組織体制の構築・維持改善
- (2) 適切な情報開示と株主をはじめ、お客様、取引先様、社会、従業員を含む様々なステークホルダーとの対話を通じた経営の透明性の向上
- (3) 絶え間ない技術革新による価値ある光ソリューションの提供を通じたお客様満足度の最大化
- (4) ジェンダー及び国際性等を含む全ての属性の社員の能力開発・向上のための教育研修の実施などの継続的に働ける社内環境の整備

- (5) 各国や地域社会とともに文化的・経済的に持続的な発展をしていくことを重視した次世代教育支援や環境保全などの社会貢献活動の推進

2. 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は次のとおりとします。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主及び投資家をはじめ、お客様、取引先様、社会、従業員を含む様々なステークホルダーの立場や権利を尊重し、適切な協働関係を構築します。
- (3) 株主共同の利益の向上に向け、会社情報を適切に開示し、株主との間で建設的な対話を通じて経営の透明性を確保します。
- (4) 社外取締役の活用など、経営の客観性・透明性を向上させる組織体制を構築し、取締役会による業務執行に対する監督（モニタリング）機能の実効性を高めます。

第2章 株主の権利・平等性の確保

第4条 株主の平等性の確保

当社は、全ての株主を、その株式の持ち分に応じて平等に取り扱います。

2. 当社は、株主間で情報格差が生じないように、適時適切に情報開示を行います。

第5条 株主の権利の確保

当社は、株主の権利を実質的に確保するため、法令などに沿って必要な措置を講じるとともに、適切な環境の整備を行います。特に、外国人株主や少数株主がその権利の行使を不当に妨げられることのないように配慮します。

2. 当社は、基準日において株主名簿に記録されている議決権を有する株主を、議決権を行使することができる株主としており、実質株主については、現状では、その真実性を確認する手立てがないことから、出席を認めておりません。但し、あらかじめ株主総会への出席の申し出があり、かつ、当該申し出を行った者が実質株主であることが適切な根拠に基づいて確認できた場合には、株主総会への出席および議決権行使等を認めることについて、信託銀行等と協議の上で配慮します。

第6条 株主総会

当社は、最高意思決定機関である株主総会において、株主が株主の重要な権利たる議決権の行使が適切にできるよう、次のとおり環境の整備に努めます。

- (1) 株主との建設的な対話の充実及び正確な情報提供などの観点から、株主総会関連日程を適切に設定します。
- (2) 定時株主総会の招集通知は株主総会開催日の3週間前までに発送します。また、発送前に当社ホームページや電子媒体を通じて当該招集通知を開示します。

- (3) 株主総会における議決権行使は株主の重要な権利であると認識し、議決権行使判断に資する情報についての的確に提供します。
 - (4) インターネットによる議決権行使などのシステムの導入や英文招集通知の作成などを通じて、全ての株主の利便性を確保します。
2. 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの、相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、必要な対応を検討します。

第7条 資本政策

当社は、資金調達の内り方や利益の処分などの資本政策の動向が、株主の権利や利益に重要な影響を与えるものであることから、財務健全性、株主資本効率及び株主還元のバランスを考慮したうえで必要な資本政策を決定・実施します。

2. 当社は、株主還元に関して、株主配当については長期的視野に立った企業体質の強化と成長投資などを勘案し、連結配当性向を基準とした配当政策を決定・実施します。

第8条 政策保有株式

当社は、政策保有株式について、保有先企業との安定的かつ継続的な取引関係の維持・強化を通じて、当社グループの今後の持続的な発展や中長期的な企業価値の向上に資すると考えられる場合、取締役会で決議のうえで必要最小限の範囲で保有します。

2. 取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について、保有目的の合理性と保有することによるリターン及びリスクを取締役会で検証したうえで、保有の適否を決定します。なお、これらの政策保有株式については、保有の適否について定期的に検討及び報告を行い、取締役会において政策保有の意義が薄れたと判断した株式は順次売却を行うものとします。
3. 政策保有株式の議決権の行使については、各議案の内容が当社の保有目的や当社への影響、当該会社の企業価値の向上に寄与するか、当該会社の株主共同の利益に資するかなどの状況を勘案したうえで、賛否を適切に判断し行使します。

第9条 関連当事者取引

当社は、取締役・執行役員との間の競業取引及び利益相反取引については、法令及び当社の取締役会規則により取締役会の承認を得るものとします。また、当該取引に関する結果については取締役会に報告します。加えて、主要株主などとの重要性の高い取引を行なう場合は、取締役会の決議事項もしくは報告事項としております。

第10条 当社の支配権の所在の決定

当社は、買収防衛策の導入・運用にあたっては、取締役会における株主の皆様に対する受託者責任を全うする観点から、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資す

るものであるかを慎重に評価・検討したうえで、株主の皆様にも速やかに当社の見解を示し十分な説明のうえで、適切な手続きを確保します。

第3章 ステークホルダーとの関係

第11条 ステークホルダーとの良好な関係の構築

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主、お客様、取引先様、社会、従業員など、様々なステークホルダーとの間での良好な関係を築き、適切な協力関係の構築に努めます。

第12条 内部通報制度

当社は、法令違反や不適切な行動を早期に発見し対処するために内部通報制度を設け、通常の指揮命令系統から独立した機関としてコンプライアンス・ホットラインを設置し、コンプライアンス上の問題などに関する通報・相談を受け付けます。

2. 当社は、コンプライアンスに係る社内規程の整備により、通報者の不利益取扱いを禁止するとともに、外部通報窓口の設置などにより匿名性保護を図ります。
3. コンプライアンス・ホットラインの運用状況は、適宜、取締役会に報告し、取締役会にてその運用状況を監督します。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

第13条 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、株主やお客様をはじめとするステークホルダーからの理解と信頼を得るためには、法令・規則などに則り、適時適切な情報開示を行うことが重要との認識のもと、公正かつ透明性の高い適時開示に努めます。会社の財政状態・経営成績・資本政策などの財務情報や経営方針・経営計画などの経営政策、リスクやガバナンスに係る情報などの非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報提供にも積極的かつ主体的に取り組み、企業の透明性を高めます。

第5章 コーポレート・ガバナンス体制

第14条 機関設計

当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択し、監査役・監査役会が、取締役・執行役員の職務執行状況を監督・監査します。

2. 取締役会は、会社の基本方針を決定するとともに、会社法及び定款で定められた事項のほか、経営陣に対する委任の範囲として取締役会規則に明確に定められた取締役会に付議すべき決議事項及び報告事項についての意思決定と業務執行の監督を行います。
3. 当社は、迅速な意思決定並びに業務執行を行なうため、執行役員制度を導入しています。執行役員は、適宜取締役会あるいは主要会議で執行状況の報告を行なっています。
4. 当社は、常勤取締役、執行役員、各本部長及び各部門長並びにグループ会社経営陣により構成される経営幹部検討会を設置し、当社取締役会付議案件の事前審議あるいは懸案事項の当社部門間・グループ会社間調整や情報交換などを行うとともに、取締役会の決定方針に基づく具体的な執行戦略あるいは重要な執行案件について審議や意見交換を行います。
5. 当社は、取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を明確化することを目的とする任意の諮問委員会として報酬委員会・指名委員会を設置します。報酬委員会・指名委員会は、独立社外取締役を含む取締役、監査役、執行役員の中から選定された3名以上の委員と管理本部長並びに総務部長により構成され、委員長は社外取締役とします。

第15条 取締役候補者・監査役候補者の指名及び選解任手続き

- 当社は、取締役候補者・監査役候補者の指名及び選解任の手続きについては、候補者各人の人格、知識、見識、経験などを勘案の上で任意の指名委員会にて候補者の適格性について検討・審議した結果を付して、社外取締役を含む取締役会に上程し、十分な審議を行った後、取締役会での決議により決定しております。取締役候補者・監査役候補者の指名及び選解任の基本方針、選任基準及び選解任手続きについては、別に定める「取締役・監査役の選解任の方針」に記載のとおりとします。
2. なお、独立性のある社外役員候補者については、別に定める「社外役員の独立性判断基準」に記載の条件を満たすものとします。
 3. 社長（最高経営責任者）の選定及び解職・解任は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るうえで最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、最適な人材を社長（最高経営責任者）として選定するため、並びに客観性・透明性のある選定及び解職・解任の手続きを確立するため、別に定める「最高経営責任者(CEO)の選定（育成計画を含む）・解職の方針」に記載のとおりとします。

第16条 取締役会の役割・責務

- 取締役会は、株主に対する受託者責任、説明責任を踏まえて、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することにより、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ることについて責任を負います。
2. 取締役会は、前項の責任を果たすため、意思決定すべき事項について、法令、定款で定められた事項のほか、社長（最高経営責任者）やその他の経営陣幹部の指名・評価・報酬の決定及び後継者の育成、中長期の経営計画及び事業計画、開発・投資計画、子会社の設立・出資などの経営に関わる重要な業務執行の決定など、当社グループのために最善の意思決定を行うとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督します。

第 17 条 取締役会の構成

取締役会は、性別、国籍、年齢などを問わず、専門知識や職務経験などのバックグラウンドの異なる多様な人材のバランスを考慮して構成するとともに、取締役会の機能が効果的に発揮できる員数として定款で 10 名以内と定めます。

2. 取締役会は、社外取締役を原則として 2 名以上置くものとし、業務執行における適正性を確保し監督の実効性を高めます。

第 18 条 取締役会の運営

取締役会議長は、定款の定めにより代表取締役社長が務めます。

2. 取締役会議長は、取締役会を効果的かつ効率的に運営するように努めます。
3. 取締役会の運営に関する事項は、法令及び定款に従うほか取締役会規則に定めます。

第 19 条 取締役会の実効性の評価

各取締役及び各監査役は、当該事業年度における取締役会の実効性などについて、毎年、自己評価を行い、その分析・評価結果を取締役会にて報告します。

2. 取締役会は、各取締役及び各監査役の自己評価並びに意見を参考に、取締役会全体の実効性の評価について分析、評価し、その結果の概要を開示します。

第 20 条 監査役会の役割・責務

監査役会は、取締役・執行役員の職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選解任及び不再任に関する議案の内容の決定、会計監査人の監査報酬にかかる権限の行使、その他法令に定められた事項を実施することにより、当社の健全性を確保することについて責任を負います。

2. 監査役会は、各監査役による監査の実効性を確保するため、監査にあたっての基準及び行動指針として「監査役監査基準」を定めます。
3. 監査役会は、毎期に「監査計画書」を策定し、取締役会で共有するとともに、会計監査人及び内部監査部門との連携を確保し、監査計画に沿って十分かつ適正な監査を実施します。
4. 監査役会は、独立性と高度な専門性により監査の実効性を高める体制を構築するとともに、情報収集力の強化のため社外取締役及び内部監査部門と連携します。

第 21 条 監査役会の構成

監査役会は、財務・会計に十分な知見を有する者を含めた多様なバックグラウンドを持った人材のバランスを考慮して構成するとともに、独立性と高度な専門性、情報収集力により監査の実効性を高める体制とするため、監査役会の員数として定款で 4 名以内と定めます。

2. 監査役会は、監査役会の半数以上を社外監査役により構成するものとし、独立性のある社外監査役を原則として1名以上置くものとし、客観性と独立性を確保し監督の実効性を高めます。

第22条 監査役会の運営

監査役会議長は、その決議によって監査役の中から議長を定めます。

2. 監査役会議長は、監査役会を効果的かつ効率的に運営するように努めます。
3. 取締役会の運営に関する事項は、法令及び定款に従うほか監査役会規則に定めます。

第23条 監査役会の会計監査人と内部監査室との関係

監査役会は、会計監査人候補を適切に選定するための独立性及び専門性などについての基準及び会計監査人を適切に評価するための基準を策定し、十分に検討・確認します。

2. 監査役会は、社外取締役や会計監査人及び内部監査室と適宜情報交換を行うなどの連携を確保し、十分かつ適正な監査を行います。

第24条 役員を支援する体制

当社は、各役員が能力を発揮し、当社のコーポレート・ガバナンスにおける役割を果たせるよう、役員にとって有用な情報及び役員が要請する情報を速やかに提供するための人員面、費用面での必要な支援体制を整備します。

第25条 取締役・監査役のトレーニングに関する基本方針

当社は、取締役・監査役（社外取締役・社外監査役を含む。以下同じ）の就任の際には、株主様から負託された役割や法的責任を正しく理解し、適切にその役割・責務を果たすため必要な法令、規則などの知識や会社の事業、財務、組織などに関する情報を十分に理解する機会を設けるものとします。また、必要に応じ、これらの知識を更新する機会（トレーニング）を継続的に提供・斡旋を行い、外部での研修などに関しては必要な費用を支援します。

2. 当社は、取締役・監査役の在任中、社外講師による社内研修や外部研修の受講、社外セミナー（集合・オンライン）への参加を促進するほか、重要事項については取締役・監査役が講師となって他の取締役・監査役に講義を輪番で行うなどして、その理解と定着を深めるものとします。

第26条 取締役の報酬等の決定手続き

当社は、2021年3月1日施行の改正会社法第384条の2第1項の規定に基づき、取締役の報酬の決定についての方針を定めております。株主総会で承認された総額の範囲内において、定められた基準報酬額に則り、各人の役位、職責及び担当職務、各期の業績とそれに対する貢献度などを勘案し、任意の報酬委員会で原案を作成し、社外取締

役を含む取締役会に上程し、十分な審議を行った後、取締役会での決議により決定しております。取締役・監査役の報酬の決定手続きについては、別に定める「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の決定」に記載のとおりとします。

第6章 株主との対話

第27条 株主との対話に関する基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主と当社との相互の信頼関係が重要であると認識し、株主との建設的な対話を行います。それにより、当社の経営方針や事業戦略、企業経営などについて株主の理解を得るとともに、株主の立場を踏まえた適切な行動を行います。

2. 株主との対話については、管理本部長をIR担当責任者とし、その統括のもと、管理本部が中心となり、建設的で有意義な対話の実現に取り組みます。
3. IR担当部署である経営企画グループは、経営企画、経理、法務、総務担当部署との連携体制を構築し、株主との対話を適切に行います。
4. 株主との対話の充実のため、経営陣による決算説明会や個別面談のほか、定期的に株主向けの広報誌を送付します。また、情報を幅広く平等に発信するため、当社ウェブサイトを通じて各種情報を提供します。
5. IR担当部署は、管理本部長の統括のもと、株主構造を十分把握したうえで、経営陣や対話を補助する各部署と連携して対話を実施し、結果を取締役に適宜報告します。
6. 株主との対話においては、当社IRポリシーに基づき、株主間において情報格差が生じないようにするとともに、インサイダー情報は開示しないように十分留意します。
7. 当社は、重要情報については社内規程として内部者取引管理規程を定め、インサイダー情報の適切な管理を行うとともに、インサイダー取引に関する役員・従業員の意識の向上に努めます。

第7章 雑則

第27条 本基本方針の制定・改廃

本基本方針は、取締役会の決議により制定・改廃するものとします。

但し、組織・役職名の変更などに伴う形式的な変更は、管理本部長の決定により行います。

2. 本基本方針を改廃した場合には、適時適切にその内容を開示します。

付 則

版数	制定日/改定日
初版	2022年 7月 1日制定
2版	
3版	
4版	
5版	

版数	制定日/改定日
6版	
7版	
8版	
9版	
10版	